＜参考２－①＞

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、
① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること
により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第２４条第１項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和６年４月１日時点）

「わたり」の制度のある団体は０団体

〔対前年度比：▲２団体〕

（単位：団体）

区　分		令和６年 ４月１日時点	令和５年 ４月１日時点	R6－R5	（参考） 平成２１年 ４月１日時点※2
全　団　体		0／1,788 （0.0%）※1	2／1,788 （0.1%）	▲２団体	221／1,847 （12.0%）
	都道府県	0／ 47 （0.0%）	0／ 47 （0.0%）	０団体	3／ 47 （6.4%）
	指定都市	0／ 20 （0.0%）	0／ 20 （0.0%）	０団体	1／ 18 （5.6%）
	市	0／772 （0.0%）	2／772 （0.3%）	▲２団体	127／765 （16.6%）
	町　村	0／926 （0.0%）	0／926 （0.0%）	０団体	90／994 （9.1%）
	特別区	0／ 23 （0.0%）	0／ 23 （0.0%）	０団体	0／ 23 （0.0%）

※1　各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。
※2　総務省において、地方公務員給与の「わたり」の状況について、初めて調査・取りまとめを行い、その結果を公表した時点の数値。

＜参考2ー②＞

○「わたり」の制度を廃止済みの団体（経過的に実態が残っているもの）

令和6年4月1日現在

1　都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2　指定都市

浜松市、熊本市

3　市町村（指定都市を除く）

北　海　道	室蘭市
青　森　県	弘前市
東　京　都	武蔵野市、小平市、日野市
大　阪　府	岸和田市、池田市、貝塚市、茨木市、熊取町
鹿 児 島 県	鹿児島市、薩摩川内市、霧島市